

諫早市「中小企業等燃料費高騰対策緊急支援事業」 【申請要項】

【申請期間】 令和5年2月10日（金）から6月30日（金）まで

【申請書類の提出方法】

◆郵送申請

「5. 申請に必要な書類」に定める書類を、以下の送付先へ郵送してください。
令和5年6月30日（金）の消印有効です。

【送付先】 〒854-8601

諫早市東小路町7番1号

諫早市緊急経済対策室（燃料費高騰対策支援事業事務局） 宛

※郵送時は封筒等に差出人の住所及び申請者名を明記してください。

※書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。

※提出された書類は返却しません。必要書類は、申請書や誓約書兼同意書等の所定の様式を除き、写しを提出してください。

※レターパックや簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法での郵送をお勧めします。

※申請書受付完了有無についてのお答えはいたしかねます。

◆申請書の入手方法

① 諫早市のホームページからダウンロードが可能です。

② 諫早市役所6階「緊急経済対策室」及び支所、出張所、諫早商工会議所、諫早市商工会（本所、支所）で配布します。

※9：00から17：00まで（土日祝日を除く）

感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

【問い合わせ先】

諫早市燃料費高騰対策支援コールセンター

（電話番号）0957-22-1620

（受付時間）9：00～17：00（土日祝日除く）

※更新する場合がありますので、申請時に最新版を確認してください。

郵送時に切り取って
ご利用ください。



宛先切り取り線

〒854-8601

諫早市東小路町7番1号

諫早市緊急経済対策室 行

（燃料費高騰対策支援事業申請書在中）

1. 支援の概要

(1) 趣旨

本補助金は、燃料費高騰により大きな影響を受ける市内事業者に対して緊急支援金を補助することにより、影響の緩和及び事業継続を支援することを目的としています。

(2) 対象者

申請日時点で

- ① 市内に登記上の本店を有する法人（中小企業者、小規模事業者）
- ② 市内に住民票上の住所を有する個人事業者（フリーランスを含む）
- ③ 市外本社の法人で、タクシー事業、貨物自動車運送業に係る事業者
※車両が市内の事業所に配置されている車両のみを対象とする。

(3) 支援対象経費及び支援金額

支援金の対象となる経費（以下、「支援対象経費」という。）は、令和4年4月から12月までに事業の用に供するために使用した下表に定める経費とし、支援金の額は、支援対象経費ごとに設定した上昇単価に使用量及び按分率を乗じて得た額の合計額を支給する。

ただし、支援金額は法人20万円、個人事業者10万円を上限とする。

支援対象経費	A 上昇単価	B 使用量 (令和4年4~12月)	C 按分率	D 価格高騰分 (A×B×(C))
電 気	3.45 円/kwh	kwh	%	円
ガソリン	11.0 円/ℓ	ℓ	%	円
軽 油	10.6 円/ℓ	ℓ	%	円
灯 油	11.3 円/ℓ	ℓ	%	円
重 油	18.0 円/ℓ	ℓ	%	円
LP ガス	74.9 円/m ³	m ³	%	円
都市ガス	32.3 円/m ³	m ³	%	円
プロパンガス	98.8 円/m ³	m ³	%	円
オートガス (タクシー)	6.2 円/ℓ	ℓ	%	円
オートガス (タクシー除く)	24.9 円/ℓ	ℓ	%	円
合 計	—	—	—	E 円

$$\text{支給額} = E \times 1/2 \text{ (千円未満は切り捨て)}$$

【注意】

- ① 「C 按分率」の欄は下記②または③の「自家用」のいずれか、もしくは両方に該当する際に各欄に記載すること(小数第1位を四捨五入、該当がない場合は100%)。その際に「B 使用量」の欄は対象事業所の総使用量を記載すること。
- ② 事業所等(職場)と住居が同一の場合の使用量は、事業分として確定申告時の按分率を用い、C欄にその割合を記載すること。
- ③ 車両での使用量は、車検証における「自家用・事業用の別」欄が「事業用」の場合は全使用量が対象。「自家用」でも事業用として使用がある場合は、確定申告時の按分率を用い、C欄に事業使用の割合を記載すること。
- ④ 一事業者が複数の事業所等を運営する場合は、合算した使用量で計算。
※市内に登録上の本店を有する法人及び市内に住民票上の住所を有する個人事業者は、市外の事業所等を合算した使用量となります。

2. 支給要件

支給要件は以下の(1)から(4)とし、申請者は全ての要件に該当する必要があります。

(1) 申請日時点で事業を継続しており、かつ今後も事業を継続する意思があること。

(2) 令和4年または、令和3年の確定申告を行っていること。

※事業開始直後で、確定申告ができていない場合は、開業届等を提出ください。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

① 大企業※₁ 及びみなし大企業※₂

② 諫早市が実施する令和4年度の農業漁業及び福祉施設、保育所等に対する支援策の受給者

(学校給食費支援事業、保育所等給食費支援事業、漁業用燃油価格高騰対策支援事業、飼料価格高騰対策緊急支援事業、園芸ハウス用燃油価格高騰対策緊急支援事業、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業、酪農用粗飼料価格高騰対策緊急支援事業、肥料価格高騰対策緊急支援事業、介護・障害福祉サービス施設等物価高騰対策支援事業)

③ その他、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

④ 政治団体、宗教上の組織又は団体、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと諫早市長が判断する者

⑤ 経済団体、文化団体、NPO法人、公益法人等の非営利的団体(ただし、継続して収益事業を行っている場合を除く)

※₁ 大企業：中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業者を含む。)に該当しない企業

※₂ みなし大企業

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、諫早市暴力団排除条例（平成 24 年諫早市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しない者。また、上記の暴力団、暴力団員等が経営に事実上参画していない者。

3. 支援金の支給

申請内容等を審査し、適正と認められる場合は支援金を支給します。審査の結果は、後日郵送する「交付決定通知書」でお知らせし、支援金は申請された金融機関口座に振り込みます。なお、申請から支給までは、概ね 3 週間程度の期間を要しますが、提出書類の不備や申請内容によっては、審査に時間を要する場合があります。

※交付決定通知書は再発行できませんので、受け取った後は大切に保管してください。

※この支援金は、課税の対象となります。

4. その他

- (1) 支援金の支給後、虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、支援金の返還を求めるとともに、加算金及び延滞金を請求します。
また、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置をとることがあります。
なお、加算金については、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じ、支援金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した金額とします。
延滞金については、返還期限までに納付しなかった場合に求めることとし、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した金額とします。その他取扱いについては、諫早市補助金交付規則（平成 17 年 3 月 1 日規則第 53 号）に準じます。
- (2) 支援金を円滑・確実に支給するため、必要に応じ、事業内容等に関する調査・確認を行うことがあります。
- (3) 諫早市税担当課に市税等の課税及び納付状況について照会を行います。
- (4) 申請者（代表者及び役員等）の個人情報について、申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者でないことを照会するため、長崎県警察に提供することがあります。
- (5) 申請にあたり提出された情報は、支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、誓約兼同意事項を除き他の目的には使用しません。
- (6) 提出された申請書類は返却しません。
- (7) 申請書類の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不支給として取り扱います。

5. 申請に必要な書類

書類名及び説明	
①	諫早市中小企業等燃料費高騰対策緊急支援補助金交付申請書（様式1号）
②	誓約書兼同意書（様式2号）
③	支援金額算定表（様式3号）
④	事業者分類に関するチェック表（様式4号）
⑤	チェックリスト
⑥	令和4年4月から12月の間に使用した燃料費および光熱費を証明できる書類（写し）
	<p>【対象となる燃料費および光熱費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気 ・ガソリン ・軽油 ・灯油 ・重油 ・LPガス ・都市ガス ・プロパンガス ・オートガス（タクシー） ・オートガス（タクシー除く） <p>※使用量の分かる請求書や領収書などの写しを提出してください。</p>
⑦	本人確認書類（写し）
	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書（現在の状況と相違ないもの） <p>【個人事業者等の場合】</p> <p>以下の（1）から（5）のいずれかを住所・氏名・生年月日・顔写真が判別できるかたちで提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）運転免許証（両面）（返納している場合、運転経歴証明書で代替可） （2）個人番号カード（オモテ面のみ）※個人番号（マイナンバー）が記載されたウラ面は提出しないでください。通知カード（写真がないもの）は不可です。 （3）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） （4）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証（両面） （5）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（全ページ）
⑧	車検証（写し）
	<p>事業（営業）用の全車両（車・バイク等）の車検証を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～125cc までの原付の場合は「標識交付証明書」と記載された書類です。 ・125～250cc までの軽二輪の場合は「軽自動車届出済証」と記載された書類です。 ・排気量が250cc 以上の車検のあるオートバイは「自動車検査証」と記載された書類です。 <p>なお、車両をレンタルしている場合は契約内容が分かる書類の写しをあわせて提出してください。</p>

	<p>営業実態の確認書類（写し）</p> <p>(1) 法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の事業年分の法人税確定申告書別表一の控え、及び決算報告書等（販売管理費の内訳が確認できるもの） <p>※対象経費が製造原価報告書に計上されている場合は、製造原価報告書も併せて提出してください。</p> <p>(2) 個人事業者等の場合</p> <p>■青色申告の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の所得税確定申告書の第一表の控え、及び青色申告決算書の1枚目（令和4年分。まだ申告されていない方は令和3年分） <p>※対象経費が製造原価の計算欄に計上されている場合は、決算書の4枚目も提出してください。</p> <p>⑨ ■白色申告の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の所得税確定申告書の第一表の控え、及び収支内訳書の1枚目（令和4年分。まだ申告されていない方は令和3年分） <p>※確定申告書第一表には収受日付印が押印されている必要があります。</p> <p>※e-Taxの場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。（「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」の添付が必要となります。）</p> <p>※個人番号（マイナンバー）が記載された確定申告書類を提出する場合は、個人番号を黒塗りして提出してください。</p> <p>※その他、納税証明書等の提出を追加で求める場合があります。</p> <p>【創業後間もないため、一度も決算又は確定申告を行っていない方のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務署の受付印が押された法人設立届出書（法人の場合） 税務署の受付印が押された開業届（個人事業主の場合）
⑩	<p>事業所等が複数ある場合、それを確認できる書類（写し）</p> <p>HPやパンフレットなど確認できる書類を提出してください。</p>
⑪	<p>本店が市外で事業所等が市内にある場合は、それを確認できる書類（写し）</p> <p>HPやパンフレットなど確認できる書類を提出してください。</p>
⑫	<p>通帳等の振込口座に関する事項を確認できる書類（写し）</p> <p>振込を希望する口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（加）を確認できる通帳のページの写し（通帳の1ページ目の見開きの写し等）を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人等の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座等では受付できません。 個人事業者等の場合は、代表者個人の名義としてください。 ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の写しを提出してください。

※申請書の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出が行われない場合は、不支給として取り扱います。